

長洲町での結婚新生活を応援します！

長洲町結婚新生活支援事業補助金



長洲町では、結婚に伴う新生活を経済的に支援し、少子化対策の強化を図るため、新婚世帯に対して、新居の住居費（住宅取得費、賃貸）と引越費用の一部を補助します。

◆対象となる世帯

- ① 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
- ② 対象となる住宅が長洲町内にあり、住民登録のうえ居住していること。
- ③ 婚姻日における年齢が、夫婦ともに39歳以下であること。
- ④ 夫婦の所得金額の合計が500万円未満であること。
※貸与型奨学金を返済している方は年間返済額を所得から控除します。
- ⑤ 補助金の交付を受けた日から2年以上継続して町内に居住する意思があること。
- ⑥ 申請時において夫婦のいずれも町税等の滞納がないこと。
- ⑦ 過去にこの要綱による補助金または他の市町村による類似の補助金を受けていないこと。
- ⑧ 長洲町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑨ 住居費や引越費用が新婚世帯の2親等以内の親族に対し支払った費用でないこと。

◆対象となる経費

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った次の費用

- ① 婚姻に伴う住宅取得費用 ※リフォーム・土地の取得費は除く
- ② 婚姻に伴う住宅賃借費用（賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料）
※賃料、共益費については、最大6か月分
- ③ 結婚に伴う引越費用（引越業者または運送業者に支払った費用）



◆補助額

「住宅取得または住宅賃借費用」と「引越費用」を合計した額で、婚姻の時点において、夫婦いずれか高い方の年齢が、29歳以下の場合には1世帯当たり60万円、39歳以下の場合には30万円を上限として補助金を交付します。

◆申請期限

令和7年3月31日まで



《問い合わせ先》 長洲町役場 まちづくり課 定住促進係

TEL: 0968-78-3219 FAX: 0968-78-1092

E-mail: teijyu@town.nagasu.lg.jp

◆申請に必要なもの

【共通書類】

- 長洲町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
- 誓約書兼同意書（別記第1号様式 別紙）
- 婚姻後の戸籍謄本 または 婚姻届受理証明書
- 夫婦2人分の所得証明書（令和6年度分）
- 夫婦の町内の住所が記載されている住民票の写し
- 夫婦2人分の納税証明書（未納がない証明書）

【住宅を取得した場合】

- 住宅の工事請負契約書 または 売買契約書の写し
- 住宅取得費の領収書 または 支払金額が確認できる書類の写し

【住宅を借りた場合】

- 住宅の賃貸借契約書の写し
- 賃料等の領収書 または 支払金額が確認できる書類の写し
- 住宅手当支給証明書（別記第2号様式）
- 無職・無収入申立書兼誓約書（補助金の申請時において無職の場合）

【引越しをした場合】

- 引越しに係る領収書の写し（引越業者 または 運送業者に支払った費用に限ります。）

【貸与型奨学金を返済している場合】

- 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（所得証明書で証明された年中に返済した額）

◆補助金交付までの流れ

長洲町内での新生活開始（令和6年1月1日～令和7年3月31日までに婚姻した夫婦）

